

新潟市水道局広報紙「水先案内」有料広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広報紙「水先案内」（以下「水先案内」という。）の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告枠 広告を掲載するため、水先案内に設けられたスペースをいう。
- (2) 広告掲載 水先案内に民間企業等の広告を有料で掲載することをいう。
- (3) 広告主 広告枠へ広告を掲載する者をいう。
- (4) 広告代理店 広告主を募集し広告原稿制作を行うことができる事業者をいう。

(広告掲載の方法等)

第3条 広告掲載は、新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が広告代理店に広告枠を売却することにより行う。売却の方法は、管理者が別に定める。

2 広告代理店は、広告主を募集し、管理者が指定する期日までに広告原稿を管理者に提出するものとする。

(広告掲載基準)

第4条 広告掲載の内容は、次の各号に掲げる事項に該当しない場合に限り、掲載することができる。

- (1) 政治又は宗教に関するもの
- (2) 選挙に関するもの
- (3) 社会問題についての意見広告を内容とするもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に掲げる風俗営業に関するもの
- (5) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年度新潟市条例第61号）第2条第

2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)の利益となると認められるもの

(6) 公序良俗に反する内容のもの

(7) 前各号に定めるもののほか、広告を掲載することが適当でないと管理者が認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告枠の大きさは、毎号4枠分(1枠 天地70mm×左右96mm以内)とし、位置は、管理者が別に定める。

2 水道局ホームページに掲載する水先案内には、広告を掲載しない。

(広告の審査等)

第6条 広告代理店は、第3条第2項に基づき提出する広告原稿について、管理者の審査を受け、その承認を得なければならない。

2 広告代理店は、前項の規定に基づき広告原稿を管理者に提出する際には、広告審査依頼書(別記様式第1号)を管理者に提出するものとする。

3 管理者は、提出された広告原稿を審査した結果、広告掲載の内容が不相当と認められる場合は、広告代理店に対し、広告掲載の内容の補正等を指示するものとする。

4 前項の指示があったときは、広告代理店は、広告掲載の内容の補正を行い、管理者が指定する期日までに補正した広告原稿を提出しなければならない。

5 管理者は、広告代理店から提出された広告原稿を審査し、承認したときは、広告内容承認書(別記様式第2号)により広告代理店に通知するものとする。

(広告掲載に係る契約)

第7条 広告掲載に係る契約は、新潟市水道局契約規程(昭和59年水道局管理規定第5号)に基づき行うものとする。

(広告枠購入料の納期)

第8条 広告代理店は、広告枠の購入料を、管理者が発行する納入通知書により、管理者が指定する期日までに支払わなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると

認めるときは、この限りでない。

(広告枠の取消し)

第9条 管理者は、広告代理店が購入した広告枠について、第3条第2項による広告原稿を提出しなかったときは、当該枠に新潟市水道局の記事を掲載することができるものとし、広告枠購入料の還付は行わないものとする。

(広告内容についての責任)

第10条 広告代理店は、広告主との間で、次の各号に定めることについて取り決めなければならない。

(1) 広告掲載の内容その他の広告掲載に関すること(以下「広告内容等」という。)の一切の責任は、広告主及び広告代理店(以下「広告主等」という。)が負うものとし、管理者は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2) 広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、広告主が保証すること。

(3) 管理者に対して、広告主の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告主の広告活動に関連して損害を受けたという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決するものとし、管理者は責任及び負担を負わないものとする。

(裁判管轄)

第11条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、新潟市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

広告審査依頼書

（宛先）
新潟市水道事業管理者

住所（所在地）

法人名（名称）

代表者職氏名

担当者名

連絡先

新潟市水道局広報紙「水先案内」有料広告掲載に関する要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり依頼します。

【水先案内 号】掲載予定広告リスト

広告主の名称	広告主の業種	掲載予定広告の概略

備考 広告原稿を添付してください。

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

新潟市水道事業管理者

広告内容承認書

年 月 日付けの広告審査依頼について、新潟市水道局広報紙「水先案内」有料広告掲載に関する要綱第6条第5項の規定に基づき、次のとおり承認しましたので通知します。

承認した広告リスト

【水先案内 号】

広告主の名称	広告主の業種	掲載予定広告の概略